

(証券コード6497)
2021年3月11日

株主各位

東京都品川区西五反田七丁目7番7号
SGスクエア2階
株式会社 ハマイ
代表取締役社長 河西 聡

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえ、株主の皆さまにおかれましては、極力同封の議決権行使書用紙の郵送により事前に議決権を行使いただき、株主さまのご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月26日（金曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月29日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都品川区西五反田七丁目7番7号SGスクエア2階
株式会社 ハ マ イ 本社会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第89期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第8号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.hamai-net.com/>) に掲載いたします。

【新型コロナウイルス感染防止への対応のお願い】

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染予防に必要な措置を講じたうえで株主総会を開催いたしますが、株主の皆さまにおかれましては、極力同封の議決権行使書用紙の郵送により事前に議決権を行使いただき、株主さまのご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
2. 本株主総会においては、参加者全員のマスクの着用、会場受付にて検温・手指のアルコール消毒を実施させていただきたく、予めお知らせするとともにご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。発熱（37.5℃以上）が認められた株主さまや体調不良と見受けられる株主さまにはご入場をお断りする場合がございます。また会場設営にあたっては、感染症の拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数には限りがあるため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。
3. 本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略する場合がございます。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむを得ず会場や開始時刻が変更となる場合がございます。その場合は、上記当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。

(報告事項に関する添付書類)

第 89 期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで) 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済活動に多大な影響が発生しており、輸出や消費の減少、企業収益や雇用環境の悪化など厳しい状況となりました。少しずつ経済に持ち直しの動きが出ている一方、2021年1月に2度目となる緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染の収束が未だ見通せず、経済への影響が長期化することが懸念され、先行き不透明な状況が継続しております。

関連する業界におきましては、新型コロナウイルス関連の影響が比較的軽微であり、業績には大きなマイナス要因とならず、連結売上高は82億7千6百万円、前期比1億3千3百万円(1.6%)の増収となりました。

その主な内訳を申しますと、LPG容器用バルブ部門は、比較的コロナ関連の影響の少なかった分野ではありますが、家庭用容器バルブ以外の製品に関しては少なからず影響を受け、連結売上高32億9千7百万円、前期比5百万円(0.2%)の減収となりました。配管用バルブ部門につきましてもコロナ禍による世界経済の厳しい環境の影響を受け工場設備用・装置産業用等、大半の業種で使用数が減少したことから連結売上高14億2千5百万円、前期比2億8千2百万円(16.5%)の減収となりました。一方、高圧ガスバルブ及びガス関連設備機器部門につきましては、コロナ禍の影響もありましたが、幸い当社の業績には大きなマイナス要因とならず、海外の半導体関連業種の好調さもあり連結売上高21億9千4百万円、前期比4億4千9百万円(25.8%)の増収となりました。

黄銅削り粉の連結売上高は黄銅材の価格の影響もあり7億4千8百万円、前期比3千1百万円(4.0%)の減収、不動産賃貸部門の連結売上高は5億7千5百万円、前期とほぼ同額となりました。

収益面におきましては、比較的利益率の高い高圧ガスバルブ・ガス関連設備機器部門が好調であったこと及びコロナ禍の情勢に鑑み企業活動の効率化を図ったことで、経費の削減等の一定の効果が見られたこともあり、連結営業利益は4億9千1百万円、前期比1億8千2百万円(59.3%)の増益となりました。

連結経常利益は、5億7千1百万円、前期比2億1千3百万円(59.7%)の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、3億7千7百万円、前期比1億5千2百万円(68.0

%)の増益となりました。

なお、配当金につきましては、内部留保を勘案しつつ継続かつ安定的な配当を行うことを基本方針としており、当期におきましても、株主の皆様のご支援にお応えし、予定しておりました1株当たり25円（うち中間配当10円実施済み）を実施いたしたいと存じます。

部門別売上高

部 門	当 期 (2020.1.1~2020.12.31)		前 期 比 増 減 (△)	
	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%
L P G 容 器 用 バ ル ブ	3,297,221	39.8	△5,503	△0.2
配 管 用 バ ル ブ	1,425,380	17.2	△282,009	△16.5
高 圧 ガ ス バ ル ブ 及 び ガ ス 関 連 設 備 機 器	2,194,836	26.5	449,503	25.8
黄 銅 削 り 粉	748,196	9.0	△31,444	△4.0
商 品	34,817	0.5	2,284	7.0
不 動 産 賃 貸	575,655	7.0	993	0.2
合 計	8,276,108	100.0	133,824	1.6

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、648百万円（うち連結子会社3百万円）であり、その主たるものは、建設仮勘定の取得に579百万円、機械装置の取得に34百万円、その他の資産の取得に33百万円（うち連結子会社3百万円）であります。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 (第86期)	2018年度 (第87期)	2019年度 (第88期)	2020年度 (当連結会計年度) (第89期)
売 上 高 (千 円)	8,315,350	8,452,922	8,142,283	8,276,108
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千 円)	434,358	315,815	224,696	377,460
1株当たり当期純利益 (円)	63.62	47.33	33.67	56.57
総 資 産 (千 円)	17,037,967	16,981,329	17,170,606	17,409,575
純 資 産 (千 円)	12,793,798	12,719,203	13,099,657	13,208,676
1株当たり純資産額 (円)	1,917.36	1,906.19	1,963.23	1,979.59

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出 資比率	主要な事業内容
株式会社ハマイコリア	100億ウォン	100%	バルブの製造、販売及び輸出入

(4) 対処すべき課題

今年度は、中期経営計画（5年）の最終年度であり、100周年に向けての次期中期計画の確固たる地盤づくりの為にも重要な年度と認識しており、引き続き下記課題を着実に推進して参ります。

今年度に特に重点的に取り組む課題は、前年度に引き続き下記4点です。

- ①既存製品のコストダウンと顧客ニーズに対応した新製品の拡販
生産現場の生産効率向上により既存主力製品のコストダウンを図り、市場競争力並びに収益性のアップに取り組めます。更に顧客ニーズを捉えた製品のメニューアップと提案型営業の強化による販売ルートの拡大を図って参ります。
- ②品質保証体制の強化・体質改善
グローバルに拡大する顧客市場から求められる厳しい調達基準に追従し、更なる安全・安心を提供出来る様、品質管理体制の改革・改善を推進して参ります。
- ③水素関連ビジネスの育成、拡大
水素燃料電池自動車用バルブ等の供給と水素ガスを供給するステーションのインフラ設備機器等の供給に、積極的に取り組んで参ります。
- ④海外戦略、特にアジア圏への販売強化
韓国に設立した子会社の株式会社ハマイコリアは、現地の製造工場且つアジアに向けた販売拠点でもあり、韓国子会社の株式会社ハマイコリアを軸にアジア展開を推進して参ります。同社の業況につきましては、昨年度は半導体業界の需要の回復もあり、売上は大幅に増加し、利益面でも単年度黒字にあと一步というところまで回復致しました。今後も引き続き積極的に支援し、当社の海外展開を推進して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

① バルブ事業

- ・LPG容器用バルブの製造・販売
- ・配管用バルブの製造・販売
- ・高圧ガス容器用バルブの製造・販売
- ・設備弁等の各種弁類の製造・販売

② 不動産賃貸事業

- ・店舗用ビル、老人ホーム施設、個人向居住用住宅等の不動産賃貸

(6) 事業所 (2020年12月31日現在)

① 当社

本社（東京）、大阪営業所、名古屋営業所、福岡営業所、仙台営業所、倉敷出張所、府中工場（東京）、大多喜工場（千葉）

② 子会社 株式会社ハマイコリア（本社・工場：釜山広域市（韓国））

(7) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

性 別	従業員数	前連結会計年度末比増減
男 性	212名	1名
女 性	36	△5名
合計	248	△4名

(注) 本表の従業員数には、臨時従業員（79名）は含んでおりません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年12月31日現在）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 11,518,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,424,140株 |
| ③ 当期末株主数 | 1,285名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
ミスヂ持株会	943千株	14.13%
第一生命保険株式会社	624	9.35
浜井三郎	345	5.17
佐藤金属株式会社	336	5.04
浜井啓子	222	3.32
株式会社三井住友銀行	195	2.92
濱井健一郎	180	2.70
富士精密株式会社	176	2.65
株式会社ミツウロコグループホールディングス	175	2.63
株式会社みずほ銀行	155	2.32

(注) 持株比率は自己株式（751,706株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

氏名	会社における地位及び担当又は重要な兼職の状況
浜井三郎	代表取締役会長
河西聡	代表取締役社長（事業開発本部長）
渡辺宏幸	常務取締役（営業本部長）注3
河村慎一	常務取締役（品質保証本部長兼生産本部長）
吉村真介	常務取締役（管理本部長兼事業開発室長）注4
丸岡信行	取締役（府中工場長）
河内茂	取締役（大多喜工場長）
川村信之	取締役（事業開発本部製品研究開発室長）
岡田信次郎	常勤監査役
手塚幸一	監査役（税理士、手塚幸一税理士事務所 代表）注1,2
吉羽真一郎	監査役（弁護士、潮見坂総合法律事務所 パートナー ウォンテッドリー株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員） 株式会社サイバー・バズ社外監査役 フリュー株式会社社外監査役）注1

- (注1) 監査役手塚幸一氏及び監査役吉羽真一郎氏は、社外監査役であります。
監査役手塚幸一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。
- (注2) 監査役手塚幸一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注3) 常務取締役渡辺宏幸氏は、2016年11月14日付で株式会社ハマイコリア理事に就任しております。
- (注4) 常務取締役吉村真介氏は、2018年7月16日付で株式会社ハマイコリアの監査役に就任しております。
- (注5) 社外取締役を置くことが相当でない理由
当社は、迅速かつ柔軟に経営判断を行い、効率的な会社運営を行うため、当社事業に精通した少人数の取締役をもって取締役会を構成しております。現時点では、法令上の社外取締役の要件を満たし、企業経営の理解に加えて、当社事業に関する深い知識と経験を有した適任者の方の選任に至っておりません。適任者でない方を形式的に社外取締役として選任した場合、機動的かつ柔軟な経営判断を阻害されるおそれがあるため、社外取締役を選任していません。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	8名	143,800千円
監査役 (うち、社外監査役)	3名 (2名)	17,300千円 (9,400千円)
合計	11名	161,100千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬額につきましては、2007年3月29日開催の第75回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額15,500万円以内、監査役の報酬額は年額2,500万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の総額には、当該事業年度における役員退職慰労引当金繰入額21,300千円が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
監査役	手塚幸一	手塚幸一税理士事務所 代表	特別な関係はありません。
監査役	吉羽真一郎	潮見坂総合法律事務所 パートナー ウォンテッドリー株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社スタジオアタオ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社サイバー・バズ 社外監査役 フリュー株式会社 社外監査役	特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
監査役	手塚幸一	14回開催した取締役会に9回、8回開催した監査役会に8回出席し、主に税理士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	吉羽真一郎	14回開催した取締役会に9回、8回開催した監査役会に8回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 監査法人まほろば
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (注2) 当社の子会社である株式会社ハマイコリアは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
- (注3) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定しております内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況が法令及び定款等に適合しているかの監督を行っている。また、当社の内部統制システム全般の整備・運用状況について年1回の内部監査によりモニタリングを実施する体制としている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づいて保存し、必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態に管理する。

また、情報セキュリティについては重要情報及び個人情報保護に関する規程に基づき対応する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理規程」に基づき、会社を横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、定期的にリスクの洗い出しと評価を行い、リスクに伴う損失を最小限に止めるために、必要な対応を行う。
また、その他製品の安全面、安全衛生面、防災面、環境面等に関する委員会等をそれぞれ設置し、担当部門が専門的に管理、監督を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会を原則として毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督を行う。
業務の運営については、取締役会が中期経営計画及び各年度計画を決定し、その実績管理を行う。
なお、業務の運営が効率的に行われるよう「分掌権限規程」等の社内規程の見直しを必要に応じて実施する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人は、法令及び関連規程に基づき、経営の重要事項に関する事前承認事項やその他事業活動の報告事項を含め、業務の適正を確保するとともにコンプライアンス意識の向上を図る。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社企業グループのガバナンスを実効あるものにするため、重要事項の事前協議・報告・定期的な業務執行状況・財務状況等の聴取等を行う。
- ⑦ 監査役の職務を補佐すべき使用人
現在、監査役の職務を補佐すべき使用人は置いておらず、必要に応じて監査役の業務補助のために監査役スタッフを置くこととし、人事については取締役と監査役が協議する。
- ⑧ 監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼす可能性が高い事実があることを知ったときは、法令に従って直ちに監査役に報告する。
また、常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図ることとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、常に社会的良識を備えた行動に努めるとともに、社会の秩序や安全に脅威を及ぼす反社会的勢力とは一切の関係を遮断するという信念を持つ。このような信念のもと、企業責任者自らが危機管理意識を持ち、取締役会、幹部社員会議等において、折に触れ注意を促し、会社一体の毅然とした対応を徹底する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を年1回の内部監査でモニタリングし、改善を進めております。子会社に対しては「子会社管理規程」に基づく報告・承認体制の順守を励行しております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での研修及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

「リスク管理規程」に定めるリスクの種類について、各部門から報告されたリスクのレビューを事業所の管理職以上が出席する経営会議等で実施し、全社的な情報共有と当該リスクの管理体制の改善を図っております。

④ 内部監査

内部統制事務局が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を年1回実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,914,950	流動負債	2,420,140
現金預金	3,901,492	支払手形	123,818
受取手形	1,121,350	買掛金	389,695
売掛金	1,613,166	電子記録債権	1,174,457
電子記録債権	175,622	未払金	208,513
有価証券	109,781	未払法人税等	159,197
商品	2,184	未払消費税等	128,348
製成品	582,559	未払費用	61,628
原材料・貯蔵品	341,289	前受金	49,995
仕掛品	1,037,536	預り金	37,726
その他の流動資産	72,133	賞与引当金	40,200
貸倒引当金	△42,168	設備関係支払手形	6,688
固定資産	8,494,624	短期リース債務	39,871
有形固定資産	5,303,628	固定負債	1,780,758
建物	3,099,746	退職給付に係る負債	685,991
構築物	88,126	役員退職慰労引当金	288,282
機械及び装置	904,199	預り保証金	696,369
車両運搬具	1,425	リース債務	71,467
工具器具備品	33,017	繰延税金負債	38,648
土地	329,084	負債合計	4,200,898
リース資産	81,733	純資産の部	
建設仮勘定	766,295	株主資本	12,371,931
無形固定資産	11,555	資本金	395,307
電話加入権	2,412	資本剰余金	648,247
ソフトウェア	7,147	利益剰余金	12,051,062
リース資産	1,635	自己株式	△722,686
借地権	360	その他の包括利益累計額	836,745
投資その他の資産	3,179,441	その他有価証券評価差額金	847,103
投資有価証券	2,610,459	為替換算調整勘定	△10,358
関係会社株式	7,050		
出資金	310		
長期前払費用	7,438		
保険積立金	438,665		
その他の投資	115,737		
貸倒引当金	△220		
資産合計	17,409,575	純資産合計	13,208,676
		負債・純資産合計	17,409,575

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売上高		
製品・商品売上高	7,700,453	
不動産賃貸収入	575,655	8,276,108
II. 売上原価		
製品・商品売上原価	6,478,830	
不動産賃貸原価	192,542	6,671,373
売上総利益		1,604,734
III. 販売費及び一般管理費		1,113,623
営業利益		491,111
IV. 営業外収益		
受取利息及び配当金	57,352	
その他	26,298	83,650
V. 営業外費用		
その他	3,423	3,423
経常利益		571,339
VI. 特別利益		
その他	857	857
VII. 特別損失		
固定資産除却損	1,287	
投資有価証券売却損	900	
投資有価証券評価損	5,060	7,247
税金等調整前当期純利益		564,948
法人税、住民税及び事業税	209,819	
法人税等調整額	△22,331	187,488
当期純利益		377,460
親会社株主に帰属する当期純利益		377,460

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	395,307	648,247	11,840,414	△ 722,611	12,161,357
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 166,812		△ 166,812
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			377,460		377,460
自 己 株 式 の 取 得				△ 74	△ 74
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	210,647	△ 74	210,573
当 期 末 残 高	395,307	648,247	12,051,062	△ 722,686	12,371,931

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	947,720	△ 9,420	938,300	13,099,657
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 166,812
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				377,460
自 己 株 式 の 取 得				△ 74
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 100,617	△ 937	△ 101,554	△ 101,554
当 期 変 動 額 合 計	△ 100,617	△ 937	△ 101,554	109,019
当 期 末 残 高	847,103	△ 10,358	836,745	13,208,676

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

主要な子会社の名称 株式会社ハマイコリア

② 非連結子会社

会社名 株式会社スリーアロー

非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、小規模であり総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。なお、株式会社スリーアローは当連結会計年度中に清算終了しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

持分法を適用しない非連結子会社

会社名 株式会社スリーアロー

持分法を適用しない関連会社

会社名 北陸ハマイ株式会社

四国ハマイ株式会社

非連結子会社及び関連会社について持分法を適用しない理由

持分法を適用しない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。なお、株式会社スリーアローは当連結会計年度中に清算終了しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 ……………時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料・仕掛品 …………… 総平均法
貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

③ 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産 …………… 当社は、定率法によっております。

（リース資産を除く）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、府中ショッピングセンター施設は、法人税法の規定に基づく旧定額法を採用しております。なお、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に定める定額法を採用しております。また、在外連結子会社は建物については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。

無形固定資産 …………… 定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用 …………… 均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

…………… 外貨建金銭債権債務は連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済制度による給付見込額を控除して退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑦ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,764,815千円

(2) 担保に供している資産

土	地	22,055千円	
建	物	595,962千円	
構	築	物	4,850千円

上記に対する債務

預	り	保	証	金	484,500千円
---	---	---	---	---	-----------

(3) 決算期末日満期手形の会計処理は、当連結会計年度末日は金融機関の休日でしたが満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当連結会計年度末日満期手形は次のとおりであります。

受	取	手	形	123,983千円
支	払	手	形	34,948千円

5. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式 7,424,140株

(2) 当連結会計年度末日における自己株式の数

普通株式 751,706株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年3月27日開催の第88回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 100,087千円

・1株当たり配当金額 15円

・基準日 2019年12月31日

・効力発生日 2020年3月30日

2020年8月7日開催の取締役会の決議による中間配当に関する事項

・配当金の総額 66,725千円

・1株当たり配当金額 10円

・基準日 2020年6月30日

・効力発生日 2020年9月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2021年3月29日開催の第89回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額 100,086千円

・配当の原資 利益剰余金

・1株当たり配当金額 15円

・基準日 2020年12月31日

・効力発生日 2021年3月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備等投資計画に照らして、必要な資金を自己資金、及び必要に応じ長期借入により調達しております。一時的な余資は運転資金として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外に事業展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、保有目的の分類における「その他有価証券」に該当する債券及び株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、流動性リスクに晒されておりますが、ほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従い、営業債権について営業担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスク管理をしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)をご参照ください。)

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
①現金及び預金	3,901,492	3,901,492	—
②受取手形	1,121,350	1,121,350	—
③売掛金	1,613,166	1,613,166	—
④電子記録債権	175,622	175,622	—
⑤有価証券及び投資有価証券	2,438,437	2,438,437	—
資産計	9,250,071	9,250,071	—
①支払手形	123,818	123,818	—
②買掛金	389,695	389,695	—
③電子記録債務	1,174,457	1,174,457	—
負債計	1,687,971	1,687,971	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、②受取手形、③売掛金、④電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

①支払手形、②買掛金、③電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	281,804

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都府中市その他の地域において、賃貸用の建物（土地を含む）を所有しております。2020年12月期における当該賃貸等不動産に関する営業利益は383,112千円（賃貸収益は売上高・不動産賃貸収入に、賃貸費用は売上原価・不動産賃貸原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,317,277	△ 118,443	2,198,834	6,197,000

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は、減価償却による減少額であります。
3. 当連結会計年度末の賃貸等不動産の時価につきましては、主として社外の不動産鑑定士の意見を参考に、「不動産鑑定評価基準」に準拠して) 自社で算定した金額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,979円59銭
1株当たり当期純利益	56円57銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	目	金 額	部	科 目	目	金 額	部
流動資産		8,560,069		流動負債		2,395,883	
現金	預手	3,813,992	有形金	支払手形		123,818	
受取掛	手	1,107,452	形	買掛金		387,447	
売掛	金	1,581,883	金	電子記録債	務	1,174,457	
電	子	175,622	権	未払	金	199,166	
有	価	109,781	券	未払法人税等		159,197	
商	証	1,002	品	未払消費税等		128,348	
製		572,724	品	未払消費税	用	50,665	
原	材	161,151	品	前払	金	49,995	
仕	貯	963,143	品	預り	金	36,026	
そ	蔵	73,314	品	賞与引当	金	40,200	
の	品		品	設備関係	支	6,688	
他	品		品	短期リース	手	39,871	
の	品		品	固定負債	形	1,748,377	
流	品		品	退職給付引当	務	651,039	
動	品		品	役員退職慰労引当	金	288,282	
資	産		品	預り保証	金	696,369	
産			品	リース	務	71,467	
固			品	繰延税金負債	債	41,218	
定			品	負債合計		4,144,260	
資			品				
産			品				
4,941,650			品				
有形固定資産		2,803,231	物	株主資本		12,374,574	
建物	装	88,126	置	資本金		395,307	
構築物	備	852,568	具	資本剰余金		648,247	
機械及び装置		0	品	資本準備金		477,917	
車両運搬具		30,531	品	その他資本剰余金		170,330	
工具器具備品		319,163	品	利益剰余金		12,053,705	
土地		81,733	地	利益準備金		98,826	
一ス資産		766,295	産	その他利益剰余金		11,954,878	
建設仮勘定		11,159	定	買換資産圧縮積立	金	17,613	
無形固定資産		2,412	定	特別償却準備	金	6,562	
電話加入権		6,751	定	別途積立	金	10,000,000	
ソフトウエ		1,635	定	繰越利益剰余	金	1,930,702	
リース		360	定	自己株式		△722,686	
借地権		3,853,058	定	評価・換算差額等		847,103	
投資その他の資産		2,610,459	定	その他有価証券評価差額	金	847,103	
投資有価証券		152,505	定	純資産合計		13,221,677	
関係会社株		310	定				
出資		590,000	定	負債・純資産合計		17,365,938	
関係会社長期貸付		7,438	定				
長期前払費用		438,665	定				
保険積立		53,900	定				
その他の投資		△220	定				
貸倒引当金			定				
資産合計		17,365,938					

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売 上 高		
製 品 ・ 商 品 売 上 高	7,456,504	
不 動 産 賃 貸 収 入	575,655	8,032,159
II. 売 上 原 価		
製 品 ・ 商 品 売 上 原 価	6,348,436	
不 動 産 賃 貸 原 価	192,542	6,540,979
売 上 総 利 益		1,491,180
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		961,265
営 業 利 益		529,915
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	63,390	
そ の 他	23,832	87,223
V. 営 業 外 費 用		
そ の 他	4,417	4,417
経 常 利 益		612,720
VI. 特 別 利 益		
そ の 他	857	857
VII. 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,287	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	900	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,060	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	163,000	170,247
税 引 前 当 期 純 利 益		443,329
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	209,819	
法 人 税 等 調 整 額	△ 22,349	187,469
当 期 純 利 益		255,859

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	395,307	477,917	170,330	648,247
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
買換資産圧縮積立金の 変 動 額				
特別償却準備金の変動額				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	395,307	477,917	170,330	648,247

(単位：千円)

	株 主 資 本					利益剰余金 合 計
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
買 換 資 産 圧縮積立金		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	98,826	18,717	13,125	10,000,000	1,833,989	11,964,658
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△ 166,812	△ 166,812
買換資産圧縮積立金の 変 動 額		△ 1,104			1,104	-
特別償却準備金の変動額			△ 6,562		6,562	-
当 期 純 利 益					255,859	255,859
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 1,104	△ 6,562	-	96,713	89,047
当 期 末 残 高	98,826	17,613	6,562	10,000,000	1,930,702	12,053,705

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△ 722,611	12,285,601	947,720	13,233,321
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△ 166,812		△ 166,812
買換資産圧縮積立金の 変 動 額		-		-
特別償却準備金の変動額		-		-
当 期 純 利 益		255,859		255,859
自 己 株 式 の 取 得	△ 74	△ 74		△ 74
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 100,617	△ 100,617
当 期 変 動 額 合 計	△ 74	88,973	△ 100,617	△ 11,644
当 期 末 残 高	△ 722,686	12,374,574	847,103	13,221,677

- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 ……外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済制度による給付見込額を控除して退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 ……役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 消費税等の会計処理
 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	10,479,051千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	210,982千円
長期金銭債権	590,000千円

(3) 担保に供している資産

土地	地	22,055千円
建物	物	595,962千円
構築物	物	4,850千円
上記に対する債務		
預り保証金		484,500千円

(4) 決算期末日満期手形の会計処理は、当事業年度末日は金融機関の休日でしたが満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当事業年度末日満期手形は次のとおりであります。

受取手形	123,983千円
支払手形	34,948千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	539,277千円
②仕入高	1,193千円
③営業取引以外の取引高	10,534千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 751,706株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	88,271千円
退職給付引当金	199,348千円
貸倒引当金繰入限度超過額	67千円
会員権評価損	1,894千円
賞与引当金	12,309千円
未払事業税	9,666千円
投資有価証券評価損	22,606千円
厚生費否認額	7,143千円
未払法定福利費	1,733千円
関係会社株式	263,944千円
その他	268千円
繰延税金資産小計	607,254千円
評価性引当額	△263,944千円
繰延税金資産合計	343,309千円
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	7,773千円
特別償却準備金	2,896千円
その他有価証券評価差額金	373,858千円
繰延税金負債合計	384,528千円
繰延税金負債の純額	41,218千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)ハマイコリア	(所有) 直接 100	兼任 2名	当社製品の販売 材料の仕入 資金の貸付	各種バルブ販売 ロイヤリティ受取 仕入 利息の受取	269,099 4,443 1,193 6,091	売掛金 未収入金 関係会社 長期貸付金	79,203 4,443 590,000
関連会社	北陸ハマイ(株)	(所有) 直接 30	兼任 1名	当社製品の販売	各種バルブの販売	142,221	売掛金 受取手形	28,004 41,152
関連会社	四国ハマイ(株)	(所有) 直接 40	兼任 2名	当社製品の販売	各種バルブの販売	127,956	売掛金 受取手形	34,615 23,563

取引条件及び取引条件決定方針等

価格その他取引条件は市場の実勢価格を考慮し毎期決定しております。

(注) 上記の金額のうち取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,981円54銭
1株当たり当期純利益	38円35銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月11日

株式会社 ハマイ
取締役会 御中

監査法人まほろば
東京都港区
指定社員 公認会計士 土屋 洋 泰 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 関 根 一 彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハマイの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハマイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年2月11日

株式会社 ハマイ
取締役会 御中

監査法人まほろば
東京都港区
指定社員 公認会計士 土屋 洋 泰 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 関 根 一 彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハマイの2020年1月1日から2020年12月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人まほろばの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人まほろばの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月12日

株式会社ハマイ 監査役会

常勤監査役	岡田 信次郎	㊟
社外監査役	手塚 幸一	㊟
社外監査役	吉羽 真一郎	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆様への安定的な利益還元を基本に将来の事業展開に備える内部留保を勘案いたしまして、期末配当金につきましては、1株につき15円とさせていただきますと存じます。この結果、中間配当金（1株につき10円）を含めました当期の年間配当金は、1株につき25円となります。

1. 配当財産の割当に関する事項およびその総額

普通株式1株につき金15円 総額 100,086,510円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月30日

（第2号議案から第6号議案、第8号議案に共通するご参考事項）

本株主総会参考書類39頁から52頁までに記載の第2号議案から第6号議案の各議案および第8号議案は、監査等委員会設置会社移行に関連するものであります。これらの議案を上程するにあたり、監査等委員会設置会社へ移行する理由および監査等委員会設置会社の特徴をご説明いたします。

◆監査等委員会設置会社への移行理由

当社は、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題と捉え、従来より経営の透明性の向上、意思決定の迅速化の確保に取り組んでまいりました。今般、監査等委員会設置会社へ移行することにより、社外取締役である監査等委員が取締役会の議決権を保有することで取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させることができると考えております。また、取締役会から業務執行の機能を分離し、業務上の意思決定のさらなる迅速化を実現することで、当社を取り巻く経営環境において必要となる迅速・果斷な意思決定を行う仕組みを構築してまいります。

◆監査等委員会設置会社について

監査等委員会設置会社は、監査役・監査役会に代わり、3名以上の取締役で構成され、その過半数を社外取締役が占める監査等委員会が設置されます。監査等委員である取締役は、監査役とは異なり、取締役として取締役会における議決権を有するほか、取締役（監査等委員であ

る取締役を除く。)の選解任や報酬について株主総会において意見を述べる権限を有します。これらの点から、監査等委員・監査等委員会による監督機能の強化が見込まれます。また、監査等委員会設置会社においては、定款の規定に基づき、取締役会の決議によって意思決定の権限を一定程度取締役へ委譲することが可能です。これにより、業務上の意思決定を迅速に行えるようになるとともに、執行と監督を分離できることから、監督の実効性をより高めることが可能になると考えております。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 事業目的の削除

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、当社定款につきまして、現在実施していない事業に係る事業目的を削除するものであります。

(3) 株主総会開催地に関する規定の削除

自然災害や不測の事故等に備えるとともに、機動的な株主総会運営を図るため、当社定款につきまして、株主総会開催地に関する規定の削除を行うものであります。

(4) 責任限定契約に関する規定の変更

当社における取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することができるようにするため、当社定款につきまして、同契約に関する規定の変更を行うものであります。なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(5) 剰余金の配当等に関する規定の変更

機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第

459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、当社定款につきまして、規定を新設するとともに重複する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号) 第 1 条 (条文省略)	(商 号) 第 1 条 (現行どおり)
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 精密機械機器の製造および販売 (2) 各種弁類の製造および販売 (3) 高圧ガス関連機器の製造および販売 (4) 不動産の賃貸 (5) 医療用具の製造販売および修理 <u>(6) コンピューター、情報処理機器、情報通信機器、コンピューターのソフトウェア、及びそれらの機器類に使用される部品、付属品、及び消耗品の輸出入並びに売買</u> (7) 前各号に附帯する一切の業務	(1) 精密機械機器の製造および販売 (2) 各種弁類の製造および販売 (3) 高圧ガス関連機器の製造および販売 (4) 不動産の賃貸 (5) 医療用具の製造販売および修理 <削除> (6) 前各号に附帯する一切の業務
(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)	(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)
(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人	(1) 取締役会 (2) 監査等委員会 <削除> (3) 会計監査人
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条～第 6 条 (条文省略)	第 5 条～第 6 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p><u>(自己株式の取得)</u> 第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。 第 8 条～第 1 3 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>(開催場所)</u> 第 1 4 条 当社は、本店の所在地またはその隣接地で株主総会を開催する。 第 1 5 条～第 2 0 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> 第 2 1 条 当社の取締役は 8 名以内とする。 <新設> <p><u>(選任方法)</u> 第 2 2 条 取締役は、株主総会において選任する。 ②～③ (条文省略)</p> <p><u>(任 期)</u> 第 2 3 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 <新設> <新設> <新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第 7 条～第 1 2 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第 1 3 条～第 1 8 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> 第 1 9 条 当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。) は 8 名以内とする。 ②当社の監査等委員である取締役は、3 名以内とする。 <u>(選任方法)</u> 第 2 0 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ②～③ (現行どおり) <p><u>(任 期)</u> 第 2 1 条 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <削除></p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 ④会社法第329条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定し、内1名は社長とする。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役会規程) 第28条 (条文省略) (報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(責任免除) 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定し、内1名は社長とする。</p> <p>②取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (現行どおり) (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(責任免除) 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (員 数)</p> <p>第 3 1 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 3 2 条 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 3 3 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 3 4 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 3 5 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する時は、この期間をさらに短縮することができる。 ②監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 3 6 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 3 7 条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 3 8 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 3 0 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する時は、この期間をさらに短縮することができる。</u> ②<u>監査等委員である取締役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 3 1 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第39条～第40条 (条文省略) (報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任限度契約) 第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第43条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (中間配当) 第45条 当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第46条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (現行どおり) (報酬等) 第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任限定契約) 第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第37条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>②当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>③前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(配当金の除斥期間) 第39条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1 当社は、第89回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することが出来る。 2 第89回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

当社は第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員(8名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますが、退任する取締役浜井三郎氏を除く取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
<p style="text-align: center;">1 再任</p>	<p style="text-align: center;">か さい さとし 河 西 聡 (1958年5月21日生)</p>	<p>1981年4月 当社入社 2000年3月 当社大多喜工場長 2001年3月 当社取締役 2007年3月 当社常務取締役 2016年3月 当社代表取締役社長(現任) 2016年3月 北陸ハマイ㈱取締役(現任) 2019年3月 当社事業開発本部長(現任)</p>	<p style="text-align: center;">3,000株</p>
<p style="text-align: center;">2 再任</p>	<p style="text-align: center;">わた なべ ひろ ゆき 渡 辺 宏 幸 (1957年12月10日生)</p>	<p>1985年4月 当社入社 2007年3月 当社営業本部長(現任) 2007年3月 当社取締役 2014年3月 当社常務取締役(現任) 2016年11月 ㈱ハマイコリア理事(現任)</p>	<p style="text-align: center;">3,000株</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 の普通株式数
3 再任	かわ むら しん いち 河村 慎一 (1960年8月26日生)	1983年4月 当社入社 2006年3月 当社大多喜工場技術開発部長 2011年3月 当社大多喜工場長 2011年3月 当社取締役 2019年3月 当社品質保証本部長(現任) 2019年3月 当社生産本部長(現任) 2019年3月 当社常務取締役(現任)	1,000株
4 再任	よし むら しん すけ 吉村 真介 (1960年7月15日生)	2012年8月 (株)みずほ銀行より当社へ出向 2014年3月 当社管理本部長 2014年3月 当社取締役 2018年6月 (株)ハマイコリア監査役(現任) 2018年7月 当社管理本部長(現任) 2019年3月 当社事業開発室長(現任) 2019年3月 当社常務取締役(現任) 2019年3月 四国ハマイ(株)監査役(現任)	1,000株
5 再任	まる おか のぶ ゆき 丸岡 信行 (1963年3月27日生)	1985年4月 当社入社 2012年1月 当社府中工場生産技術マネージャ ー兼製造マネージャ ー 2018年4月 当社府中工場副工場長兼生産技術 マネージャ ー 2019年3月 当社府中工場長(現任) 2019年3月 当社取締役(現任)	— 株
6 再任	かわ うち しげる 河内 茂 (1964年11月2日生)	2004年9月 当社入社 2010年4月 当社大多喜工場総務マネージャ ー 2014年4月 当社大多喜工場生産管理マネ ージャ ー 2018年4月 当社大多喜工場次長 2019年3月 当社大多喜工場長(現任) 2019年3月 当社取締役(現任)	300株
7 再任	かわ むら のぶ ゆき 川村 信之 (1962年12月9日生)	1987年4月 当社入社 2004年4月 当社府中工場技術開発マネージャ ー 2015年4月 当社事業開発室製品研究開発部長 2019年3月 当社事業開発本部製品研究開発室 長(現任) 2019年3月 当社取締役(現任)	— 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、各候補者を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が為されたことにより被る損害を当該保険契約により填補することとしており、また、本株主総会後も当該保険契約を更新する予定です。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 の普通株式数
1 新任	おか だ しんじろう 岡田 信次郎 (1947年8月22日生)	1971年4月 高千穂交易株式会社入社 2002年4月 同社経営戦略室長 2007年9月 同社顧問 2012年9月 当社顧問 2016年3月 当社常勤監査役(現任)	500株
2 新任	て つか こう いち 手塚 幸一 (1948年9月5日生)	2008年7月 東京国税局退官 2008年8月 税理士登録 2008年8月 手塚幸一税理士事務所代表 (現任) 2009年1月 当社顧問税理士 2011年3月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 手塚幸一税理士事務所代表	— 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 の普通株式数
3 新任	よし ば しんいちろう 吉 羽 真一郎 (1973年11月4日生)	2000年10月 弁護士登録 2011年10月 株式会社enish社外監査役 2013年1月 潮見坂総合法律事務所パートナー (現任) 2015年11月 ウォンテッドリー株式会社社外取 締役(監査等委員)(現任) 2017年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締 役(監査等委員)(現任) 2018年6月 株式会社サイバー・バズ社外監査 役(現任) 2019年3月 当社社外監査役(現任) 2019年6月 フリユー株式会社社外監査役(現 任) (重要な兼職の状況) 潮見坂総合法律事務所パートナー ウォンテッドリー株式会社社外取締役(監査等 委員) 株式会社スタジオアタオ社外取締役(監査等委 員) 株式会社サイバー・バズ社外監査役 フリユー株式会社社外監査役	— 株

- (注) 1. 手塚幸一、吉羽真一郎の両氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、手塚幸一氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、当社は、吉羽真一郎氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 手塚幸一氏は、税理士としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって10年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 吉羽真一郎氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、手塚幸一、吉羽真一郎の両氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、当社は岡田信次郎氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

7. 当社は、各候補者を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が為されたことにより被る損害を当該保険契約により填補することとしており、また、本株主総会後も当該保険契約を更新する予定です。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年3月29日開催の第75回定時株主総会において年額15,500万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額15,500万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第2号議案「定款の一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。なお、かかる報酬額は、経済情勢、ならびに、当社の規模、取締役の人数、同業種・同程度の規模の他社との比較および従業員の給与水準等を勘案し、相当であると考えております。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額2,500万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案「定款の一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。なお、かかる報酬額は、監査等委員である取締役の職務と責任および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案し、相当であると考えております。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を

生じるものといたします。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって退任されます取締役浜井三郎氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の基準に従い、相当額の範囲で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	略歴
はま い さぶ ろう 浜 井 三 郎	1972年5月 当社取締役 1995年3月 当社代表取締役社長 2016年3月 当社代表取締役会長（現任）

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第2号議案「定款の一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、現任の監査役3名は監査役を退任となり新たに監査等委員である取締役に就任します。

本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任されます岡田信次郎、手塚幸一、吉羽真一郎の3氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の基準に従い、相当額の範囲で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議（第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、監査等委員である取締役の協議）にご一願いたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

退任監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏 名	略 歴
おか だ しんじろう 岡 田 信次郎	2016年3月 当社常勤監査役（現任）
て づか こう いち 手 塚 幸 一	2011年3月 当社社外監査役（現任）
よし ば しんいちろう 吉 羽 真一郎	2019年3月 当社社外監査役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区西五反田七丁目7番7号SGスクエア2階
株式会社ハマイ 本社会議室
電話番号 03-3492-6711



交通のご案内

JR山手線／都営浅草線／東急池上線

「五反田駅」より徒歩6分

東急池上線「大崎広小路駅」より徒歩4分

※駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。